

意見募集に寄せられたご意見及び  
これに対するホットライン運用ガイドライン検討協議会の考え方について

第1 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

第2 「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容以外に関するもの

1 ホットライン運用ガイドラインに関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
現状のホットラインセンターの運用は、インターネット選挙による管理委員会の選定、もしくは、情報公開法に準じた情報公開をする旨をホットライン運用ガイドラインに盛り込むべき	今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

2 ホットライン運用ガイドラインの運用に関するもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
なし	

### 3 ホットライン運用ガイドラインと直接関係しないもの

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>通報フォームの項目にコンテンツの複製(特に漫画、アニメの画像の不正改造)を追加して、違法ダウンロード、違法アップロード、画像改変の問題に取り組んでほしい。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、知的財産権侵害情報はホットラインセンターが対象とする違法・有害情報には含まれませんが、寄せられた情報は権利者団体等に提供しております。</p>
<p>長年にわたり迷惑メールを通報してきたが、その効果が全く見られない。そのような団体は廃止してその役割を警察に移すべき。</p>	<p>今回の意見募集の対象である「ホットライン運用ガイドライン改訂案」の改訂内容と直接関係しないご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、ホットラインセンターが対象とする情報は、ホットライン運用ガイドラインにおいて、「電子掲示板、ウェブサイト等の不特定又は多数の者によって受信されることを目的とする電気通信を通じた情報」とされていることから、電子メールの内容や、迷惑メール送信行為そのものは対象外となります。</p> <p>また、ホットラインセンターの運用状況及び警察の検挙状況につきましては、それぞれのホームページで公開しておりますのでご参照ください。</p>